

～ 制度調査部情報～

2006年12月08日 全2頁

TOB見直し、 12月13日施行

制度調査部
横山 淳

金融商品取引法シリーズ-38

【要約】

TOB制度の見直しが、2006年12月13日から施行されることが正式に決まった。

具体的には、市場内外にまたがる一連の取得行為（3ヶ月間に市場外で5%超、市場内外合わせて10%超取得した結果、所有割合が1/3を超える）をTOB規制の対象とする、TOBに関する開示を拡充する、対象会社による買収防衛策発動時には、TOBの撤回等を柔軟に認めるなどが盛り込まれている。

なお、大量保有報告書（特例報告）の報告頻度（原則3ヵ月ごと 原則2週間ごと）についての改正は、2007年1月1日に施行される。

TOB制度見直しは、12月13日施行、 大量保有報告制度見直し（特例報告の報告頻度）は2007年1月1日施行

2006年12月8日、「証券取引法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第376号）」が公布された（官報号外第275号）。

これによって、去る6月に成立した「証券取引法等の一部を改正する法律」（以下、改正法）によるTOB制度・大量保有報告制度の見直しの適用時期が正式に決まった。

TOB制度の見直しは、当初予定の「11月中」から大きく遅れて、12月13日から施行されることとなった。

他方、大量保有報告制度の見直しの主要部分（特例報告の報告頻度など）は、当初の予定通り、2007年1月1日から施行される。

なお、TOB制度、大量保有報告制度の見直しの細目を定める「証券取引法施行令の一部を改正する政令」（政令第377号）も同日公布されている。ただし、より詳細な内容を定めた各種の内閣府令は、未だ公布されておらず、週明け以降にずれ込む模様である。

TOB制度、大量保有報告制度の見直しのポイントとその施行時期を整理すると次のようになる。

	項目	施行時期
TOB制度 の見直し	いわゆる1 / 3ルールの取扱い明確化(脱法行為への対応) - 3ヶ月間に市場外で5%超、市場内外合わせて10%超取得した結果、所有割合が1 / 3を超える場合はTOB規制の対象とする	2006年12月13日
	情報開示の拡充 - TOBの対象会社の意見表明義務化(開始公告から10営業日以内) - 公開買付者の(TOBの対象会社からの質問に対する)対質問回答報告書義務化(対象会社の意見表明から5営業日以内)	
	TOBの買付期間の伸長 - 暦日ベースから営業日ベースに(最短20日 最短20営業日) - 期間が30営業日未満の場合、TOBの対象会社は30営業日に延長請求できる	
	TOBの撤回等の柔軟化 - 対象会社による買収防衛策発動時には、TOBの撤回等を一定の範囲で容認	
	全部買付義務の導入 - 買付後の所有割合が2 / 3以上となる場合は、応募株券の全部の買付けを義務化	
	買付者間の公平性確保 - TOBの実施中に、競合する他の買付者(1 / 3超所有)が、5%超買い付ける場合には、対抗TOBを義務付け	
大量保有報告制度 の見直し	重要提案行為等 - 重要提案行為等を目的とする場合は、特例報告の利用を認めない	2007年1月1日
	特例報告の頻度 - 「原則3ヵ月ごと」から「原則2週間ごと」に	
	対象の拡大 - 投資証券等も大量保有報告対象に	2007年4月1日
	EDINET提出 - 大量保有報告書のEDINET提出義務化	

(出所) 大和総研制度調査部作成